

調査設計会社との技術検討会資料

～ 発注者綱紀保持 ～

平成27年10月16日

近畿中国森林管理局

事業者の皆様へ

平成21年4月1日
近畿中国森林管理局

近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持対策について

- 1 近畿中国森林管理局では、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することとしたしました。
- 2 近畿中国森林管理局の発注事務については、今後、このマニュアルに基づいて、事業者の皆様との応接や「不当な働きかけ」に対する対応など、以下のとおり取り組みます。

事業者の皆様におかれましては、近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

林野庁発注者綱紀保持マニュアルに基づく主な取組

(1) 事業者の皆様との応接方法について

- ① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。
- ② 複数の職員により対応します。

(2) 不当な働きかけの記録・公表について

対面、郵送、電話等の手段に関わらず、次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否するとともに、その内容を記録し、発注者綱紀保持委員会に報告します。

さらに、発注者綱紀保持委員会が調査分析の上、「不当な働きかけ」と認めた場合には不当な働きかけの日時、働きかけを行った者の氏名及びその内容等を公表します。

- ① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼
- ③ 受注すること又は受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報を聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報を聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報を聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

なお、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル（近畿中国森林管理局版）」及び「近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会について」は、当森林管理局のホームページ

「http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」をご覧下さい。

はじめに

- 平成19年3月に地方農政局の水門設備工事で談合事件、同年5月に緑資源機構の林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務で官製談合事件が発覚
- 農林水産省における発注事務に対する国民の信頼確保が課題
(発注事務の適正性及び透明性の向上、発注事務に係る綱紀の保持)
- 平成19年7月に「農林水産省発注者綱紀保持規程(19訓令第22号)」、8月に「農林水産省発注者綱紀保持マニュアル」、10月に「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」を制定。研修等により、職員のコンプライアンス意識の向上に取組
- しかし、平成21年度に本省、出先機関において「預け金」や「翌年度納入」、平成23年度に広島署の加重収賄事案等が発覚
- 平成23年9月に「農林水産省発注者綱紀保持マニュアル」等が改正
これを踏まえ、同年12月に「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」を改正
- 発注担当職員及び管理監督者等への綱紀保持の周知・徹底、意識高揚が不可欠



秘密の保持（第6条）

■ 秘密保持情報とは
落札決定前の予定価格、競争参加者名等の発注事務に関する職務上知り得た秘密

■ 禁止される行為
①発注担当職員以外への教示・示唆、目的外利用、②庁舎外への持ち出し、送付等

①未公表情報の教示

公表前の情報についてお答えできません。



②積算書等を他者に見られる

秘密書類を出しちゃダメだよ！！



④入札時等に予定価格を類推させる言動をする

惜しいなあ！
今年の工事は、運搬路等条件が良いからなあ！

③職員同士の教示

この契約の予定価格はいくらなの？

君はこの契約の担当じゃないから、教えられないよ！



⑤庁舎外への持出

積算途中だから、残りは家に持ち帰ってやろう！！
(発注事務上必要な場合を除く。)



事業者との応接方法（第7条）

- ① 公平かつ適正な対応
一部の事業者に有利又は不利になるような取り扱いはしない

- 特定の事業者との不適切な接触は、秘密の漏洩と公正な競争の阻害につながるおそれ
- OB又は学校の先輩との接し方にくれぐれも注意
- 入札前は、廊下での立ち話であつても疑惑や不信を招くおそれ



- ② 受付カウンター等適切な場所において、複数職員で対応（執務室への自由な出入を制限する旨掲示等で周知：第12条）



- 会議室はもとより、受付カウンター等オープンな場所であっても複数で対応
- 現場監督業務など、やむを得ず1人で対応する場合も、相手が利害関係者であることをわきまえて対応（保持すべき情報（入札前）と他の情報の区分等）
- 署長室等で事業者から営業活動等を受ける場合も発注事務に関することであれば、担当職員等を同席



3

第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応（第10条）

- 勤務時間の内外を問わず、**第三者からの不当な働きかけを受けた時は、当該働きかけを拒否しなければならない**
また、当該第三者に対して、「**不当な働きかけを受けた内容を記録し、公表する**」旨を伝えなければならない

「第三者」とは

発注事務関係職員以外の職員、競争参加有資格者である第2条第4項の事業者（法人、個人、役員、従業員等）を含む幅広い者

「不当な働きかけ」とは（10条1～8号）

競争参加資格に関する依頼

- ①自らに有利な資格設定（実績要件等）
- ②自らの指名、他者の非指名

受注に関する依頼

- ③自らの受注、他者の非受注

その他

- ⑧特定の者への便宜・利益・不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

公表前の情報聴取

- ④予定価格、調査基準価格等
- ⑤総合評価落札方式の技術点
- ⑥発注予定
- ⑦入札参加者



- 特定業者に利益となる依頼にはお答えできません。
- 当署では、このような働きかけを受けた場合、氏名も含め、内容を記録・公表することがあります。

※ 毅然とした態度で対応

○働きかけを受けた場合は第11条に基づく報告

入札・契約事務に関する不適正事案（1）

談合

概 要

処 分

1

独立行政法人の理事、課長が、林道事業の調査測量設計業務の受注業務の従事者等と共に謀の上、各事業者における同法人退職者の在籍状況、事業者の受注意欲、過去の受注実績等を勘案して、受注予定者を決定

理事は懲役2年（執行猶予4年）、課長は懲役1年6月（執行猶予3年）

2

職員等が年間発注予定工事に関する割付表を作成し、事業者間での談合を容易にするために、入札前の工事に係る競争参加業者名・数等の情報を特定の事業者に教示

懲役1年6月～懲役1年2月（執行猶予付）、**懲戒免職**

3

パソコン賃貸借入札の不調を危惧し、仕様書案の作成や参考見積書の提出を依頼した業者に対しリース率などを教示（予定価格の教示と判断）

罰金50万円の略式命令、停職3ヶ月

4

職員が談合の存在を知りつつ、上司への報告等怠り

減給



5

入札・契約事務に関する不適正事案（2）

技術提案書の代行、予定価格の漏洩

1

職員AとBは、担当する事業の一般競争入札において、事業者が作成すべき技術提案書の作成を代行し、Aは商品券の受領、飲食及び旅行接待、Bも飲食接待また、上司Cは同事業者に対し、2件の予定価格算出に関する秘密事項を教え、飲食店などで飲食接待

※ 事業者の社印も
事務所内に保管



（注）飲食時等に直接秘密情報を聞かれなくても業者は利害を計算！ 断固断る勇気を！

【職員A】 懲役2年（執行猶予4年）、追徴金21万円、**懲戒免職**

【職員B】 懲役2年（執行猶予4年）、追徴金23万円、**懲戒免職**

【職員C】 懲役2年6ヶ月（執行猶予4年）、追徴金75万円、**懲戒免職**

※ このほか、倫理法に基づく処分が43名（飲食接待、金銭・物品供与等の非違行為31名、管理監督責任12名）

予定価格の漏洩

1

事務所課長は、他事務所が発注する測量業務の予定価格算出に使用できる「諸経費率表」などの内部資料を漏洩し、賄賂を受領



懲役2年6ヶ月（執行猶予4年）、追徴金710万円、**懲戒免職**

2

自席で対応中、机上においていた入札前の設計金額を事業者から求められ漏洩

懲役1年（執行猶予付）、**懲戒免職**

6

入札・契約事務に関する不適正事案（3）

3 会議室において複数職員で対応中、懇意の事業者に入札前の設計内訳書の写し（金額入り）を手交

略式起訴、罰金100万円、
停職1月

4 他事務所の発注担当職員Aから類似工事の参考にするとの依頼を受け、担当工事の設計書データを電子メールで送付。Aが同工事の金額を事業者に教示

戒告



落札価格等の教示

1 支署長は、指名競争入札での有利な取り計らいを求める趣旨と知りながら、会社社長から現金を受領
また、指名競争入札において、入札の数日前、落札価格及び落札予定業者を書き込んだメモを担当課長に渡し、共同事業体関係者に伝えるよう指示等

※ 官製談合については、経済的損失が少ないため立件見送り

支署長は、懲役1年（執行猶予3年）、追徴金20万円。懲戒免職
(最低応札価格等を伝えた担当課長は、停職3月)



7

入札・契約事務に関する不適正事案（4）

競争参加者等の教示

1 (談合の存在を知りつつ) 上司からの指示を受け、特定事業者に対して競争参加業者名・数を教示（結果的に談合に利用）

減給6月



不適切な検査・支払い

1 担当課長は、業者から契約期間内の作業終了が困難な旨の相談を受け、翌春の実施を約束した上で、担当係長等に対して終了済みとして処理するよう指示
現場担当者は、虚偽の作業完了届に基づき検査調書を作成・提出し、国は契約に基づき代金支払い

担当課長は減給3月、担当者は減給2月又は戒告

2 事業の完了検査時に、複数業者から管理者等が複数回にわたり弁当の提供

訓告、厳重注意又は口頭注意

3 ①機械チャーター単価契約で一部稼働していないのに稼働したものとして代金支払い（翌年度実行）、②年度内執行分でも、契約と異なる重機の使用や路面補修用パイプ等の物品納入、支障木処理などの役務提供を指示、③砂利単価契約でも翌年度納入等

訓告又は口頭注意

(参考)

国家公務員、国の契約等発注事務に関する法令の抜粋

- 1 国家公務員法（法令に従う義務）
- 2 国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程
- 3 農林水産省発注者綱紀保持規程
- 4 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 5 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- 6 刑法、刑事訴訟法
- 7 予算執行職員等の責任に関する法律
- 8 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
- 9 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- 10 懲戒処分の指針について

1 国家公務員法（平成11年法律第129号）

（服務の根本基準）

第96条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止）

第98条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第99条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第100条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第3条 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならぬ。

3 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（利害関係者）

第2条この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一～六[略]

七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人の業務に係る契約に関する事務これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

（禁止行為）

第3条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- 六 利害関係者から供應接待を受けること。
- 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- 八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

3 農林水産省発注者綱紀保持規程（抜粋）

（目的）

第1条 この訓令は、農林水産省における発注事務に関し、発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等について定めることにより、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

（発注担当職員の責務）

第3条 発注担当職員は、発注事務に関して、国民の疑惑を招くことのないようにならなければならない。

2 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の発注事務に係る会計法令等を遵守しなければならない。

3 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、透明性、公平性及び公正性の確保に十分留意するものとし、発注事務に関する苦情、相談、問い合わせ等があった場合は、必要に応じ管理監督者等と相談の上、適切に対応しなければならない。

（秘密の保持）

第6条 管理監督者及び発注担当職員は、落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名その他の発注事務に関する職務上知り得た秘密（公表を制限された情報を含む。）を保持しなければならず、当該建設工事等に係る発注担当職員でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的外に利用してはならない。

（事業者との応接方法）

第7条 管理監督者及び発注担当職員は、事業者と接するときは、公平かつ適正に対応し、一部の事業者が有利又は不利となるように取り扱ってはならない。

2 管理監督者及び発注担当職員は、事業者との応接に当たっては、第12条第2号の場所その他適切な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないようにするものとする。

（第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応）

第10条 発注担当職員は、勤務時間の内外を問わず、次の各号に該当す

る第三者からの不当な働きかけ（対面、郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による手段等）を受けた時は、当該働きかけを拒否しなければならない。また、当該第三者に対して、不当な働きかけを受けた内容を記録し、公表する旨を伝えなければならない。

- (1) 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- (2) 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- (3) 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- (4) 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- (5) 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- (6) 公表前における発注予定に関する情報聴取
- (7) 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- (8) その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知)

第15条 内局及び外局、施設等機関、地方支分部局、並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所の長は、発注者綱紀保持対策の策定に当たっては、あらかじめ委員会の意見を聞くこととし、建設工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、競争参加有資格者に対し、発注者綱紀保持対策を掲示及びホームページにより周知するものとする。

4 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

第3条公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

＜公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針＞

3 談合その他の不正行為の排除の徹底

- ① 談合情報への適切な対応
 - ② 一括下請負等建設業法違反への適切な対応
 - ③ 捜査機関等との連携
 - ④ ペナルティの厳正な運用
- 指名停止が恣意的に行われないよう、あらかじめ指名停止基準を策定、公表。
- ⑤ 談合への発注者の関与の防止
- 法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手続の透明性の向上により、不正行為の起こりにくい環境を整備。

5 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

（基本理念）

第3条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

1～3 [略]

4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

6 刑法（明治40年法律第45号）

（競売等妨害）

第96条の3 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（収賄、受託収賄及び事前収賄）

第197条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

※ 刑事訴訟法

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

7 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）

（予算執行職員の義務及び責任）

第3条 予算執行職員は、法令に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。

2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

3 前項の場合において、その損害が二人以上の予算執行職員が前項の支出等の行為をしたことにより生じたものであるときは、当該予算執行職員は、それぞれの職分に応じ、且つ、当該行為が当該損害の発生に寄与した程度に応じて弁償の責に任ずるものとする。

8 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）

（趣旨）

第1条

この法律は、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものとする。

（定義）

第2条 1～3 [略]

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に關し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に關与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
- 四 特定の入札談合等に關し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは默示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を帮助すること。

（職員による入札等の妨害）

第8条

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約

の締結に關し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

9 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)

第2条

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

第89条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

(独占禁止法上の措置)

事業者が独占禁止法に違反すると、公正取引委員会から当該違反行為を排除するため必要な措置を命ずる排除措置命令や、金銭的不利益を課す課徴金納付命令が出されるほか、悪質かつ重大な事案等に対しては刑事告発が行われることがあります

10 懲戒処分の指針について（平成12年3月31日付け職職－68 人事院事務総長通知）

第2 標準例

1 一般服務関係

(1)～(10) 略

(11) 入札談合等に関与する行為

国が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他
の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘
密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行
為を行った職員は、免職又は停職とする。

※ 平成20年4月1日に入札談合等に関与する行為を追加。

(参考)

入札談合が行われた場合の刑罰規定の適用について

法律名	事業者側	職員側
刑法	競売入札妨害罪	競売入札妨害罪
	(談合罪)	(談合罪の共犯)
官製談合防止法	職員による入札等の妨害の罪の共犯	職員による入札等の妨害の罪
独禁法	不当な取引制限の罪	不当な取引制限の罪の共犯

※ 林野庁発注者綱紀保持マニュアルより